



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会社名 光村印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 二瓶 春樹
(コード：7916 東証第一部)
問合せ先 取締役経理本部長 嶋山 芳夫
(Tel 03-3492-1181)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の機能を強化し、業務執行を効率的に行うため、執行役員制を導入している。

業務の運営については、執行役員会を定期及び必要に応じて開催し、取締役及び執行役員が共有する目標を定め、業務担当取締役及び執行役員は目標の浸透を図り、各部門が目標達成に向けて実施すべき具体的な方法を定めて、全社的な業務効率化を実現する体制とする。

2. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「光村印刷グループ企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び使用人がコンプライアンス相談・通報窓口又は外部の弁護士に対して、直接通報を行うことが出来る内部通報制度を整備する。

当社は、内部監査室を設置し、代表取締役社長自らがコンプライアンス担当に就任する。

代表取締役社長は、全社の法令遵守の取り組みを横断的に統括し、内部監査室に法令遵守状況の監査を命じる。これらの活動は代表取締役社長に報告する。

必要ある時は、代表取締役社長は再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務にかかる情報を、文書又は電子データに記録し、法令及び当社工書管理規程に基づき、文書等の保存を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

4. 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、代表取締役社長が内部監査室に、各担当部門が行う所管業務に付随するリスク管理状況の監査を命じ、内部監査室は代表取締役社長にその監査結果を報告する。

当社は、当社子会社担当取締役を当社子会社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社子会社のリスクの種類毎に定める責任部署が、所管するリスク管理の状況を網羅的・継続的に管理する体制とする。

当社は、定期的を開催する関係会社社長会にて、当社子会社全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議する体制とする。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達が効率的に行われる体制を構築するため、定期的に関係会社社長会を開催する。

当社は、当社子会社に対し、業務及び取締役等の職務の執行状況、経営状況、財務状況その他重要な情報を的確に把握するため、当該社長会における報告及び関係資料等の提出を求める体制とする。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査役は、必要に応じて、会社の業務を十分検証できるだけの専門性を有する者に業務監査を補助させることができる。補助使用人が監査役の指揮命令に従うことにより、監査役の指示の実効性を確保する体制とする。

補助使用人の人事は、常勤監査役の同意を要することとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に重大な影響を及ぼす事項を発見したとき、監査役から業務執行について報告を求められたとき、速やかに適切な報告を行う体制とする。

当社及び当社子会社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取り扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と連携を図り、実効的な業務監査を遂行するとともに、代表取締役社長と、定期的に、意見又は情報の交換を行う等連携を図っていく。

監査役が職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担する。

以 上